

お客さま各位

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

**平成30年7月豪雨による災害に係る災害救助法適用地域の
ご契約のお取扱いについて**

このたびの平成30年7月豪雨により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの豪雨により災害救助法が適用された以下1. の地域で被災されたお客さまには、以下2. のお取扱いをいたします。

1. 【災害救助法適用地域】

岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三次市、庄原市
山口県	岩国市
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町、津山市、美作市、和気郡和気町
鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
島根県	江津市、邑智郡川本町
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市
高知県	安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町
福岡県	飯塚市、久留米市

2. お取扱い

○ 保険料の払込み等を猶予する期間を延長いたします

- ・資金不足等による保険料の口座振替不能などの場合の、払込猶予期間は、通常、翌月末（月払契約）、翌々月の契約応当日（年・半年払契約）までとしておりますが、災害救助法適用地域で被災されたお客さまの場合には、お申し出によりこの払込猶予期間を最長6か月（2019年1月31日まで）延長いたします。
- ・契約者貸付を受けられているご契約や立替金（保険料自動振替貸付）がすでに適用になっているご契約で、この度の災害による影響により貸付金・立替金返済のお手続きができないことにより失効（いわゆるオーバーローン失効）する場合、お客さまからのお申し出により最長6か月（2019年1月31日まで）失効を猶予いたします。

○ 保険金等のお支払手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・保険金・給付金等のお支払いに際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。
- ・本来入院による治療が必要であったものの、豪雨災害により入院治療が受けられなかった場合も、医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

○ 契約者貸付の手続きを簡素化し、迅速にお支払いいたします

- ・契約者貸付のお申し出に際して、必要書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速な取扱いをいたします。
- ・新規または追加で契約者貸付の申し出をいただいた場合、2019年1月31日までは年利0.0%の特別金利を適用することで、貸付利息を減免いたします。
(受付期間：2018年9月30日まで)
- ・さらに簡易かつ迅速に契約者貸付をご利用いただくために、電話でお手続きを承り、書類の提出を不要といたします（法人のご契約者さまは除きます）。
(受付期間：2018年9月30日まで)。

平成30年7月豪雨により被災されたお客さまの保険金等のお支払いを迅速に行うため、災害専用のお問い合わせ窓口「災害専用ダイヤル」を設け、お客さまからのお問い合わせを承っておりますので、ご案内申し上げます。

<災害専用ダイヤル>

電話：0120-321-904（無料、携帯電話・PHSからもご利用いただけます）

受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時（日・祝日・年末年始を除く）

一日も早い復旧と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

以 上